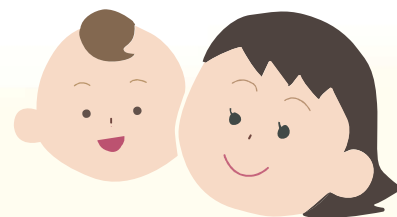


子どものインフルエンザ
予防接種



令和5年度 子どものインフルエンザ 予防接種事業

港区民のお子さんを対象に、
インフルエンザの任意予防接種を受ける方の費用の一部助成を行います。

助成対象

港区民で、生後6か月～高校3年生相当年齢の人
(平成17年4月2日～令和5年7月1日生まれの人)

※ 接種当日に生後6か月に満たない場合には接種を受けることができません。

※ 接種日当日、生後6か月～13歳未満の年齢方への助成は2回です。

※ 接種日当日、13歳以上の年齢の方への助成は1回です。

助成金額 方法

接種1回につき3,000円を区が負担(差額自己負担)

※ 対象者には予診票を送付します。令和5年8月31日以降に港区へ転入された方は下記問合せへご連絡ください。

※ 区内の指定医療機関に、予診票、港区の住所が確認できる本人確認書類、母子健康手帳を持参して接種してください。

助成期間

令和5年10月1日(日)～令和6年1月31日(水)

※ 指定医療機関、事業の詳細は、区ホームページをご覧ください。

※ 費用の事後請求等はできませんので、必ず接種時に助成を受けてください。

**季節性インフルエンザ予防接種は任意の予防接種ですが、
感染や重症化予防にはワクチン接種が有効です。**

問合せ

みなと保健所 保健予防課 保健予防係

電話：03-6400-0081 FAX：03-3455-4460

港区ホームページ

「令和5年度子どものインフルエンザ
予防接種事業について」

